

平成 28 年 1 月 26 日付 資産課税課情報第 2 号「『租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）のあらまし（情報）」
 正誤表

訂正箇所	訂正後	訂正前
30 ページ 【例】の図	<p>【例】 発行済株式数 100 株：当初保有株数 1 代目 50 株、2 代目 30 株、3 代目 20 株</p>	<p>【例】 発行済株式数 100 株：当初保有株数 1 代目 50 株、2 代目 30 株、3 代目 20 株</p>
31 ページ 「算式」	<p>当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額（<u>47 株</u>） — 猶予継続贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額（<u>37 株</u>）</p> <hr/> <p>当該贈与者の死亡の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額（<u>47 株</u>）</p>	<p>当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額（<u>46 株</u>） — 猶予継続贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額（<u>36 株</u>）</p> <hr/> <p>当該贈与者の死亡の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額（<u>46 株</u>）</p>
31 ページ 【例】の図	<p>【例】 発行済株式数 100 株：当初保有株数 1 代目 50 株、2 代目 30 株、3 代目 20 株</p>	<p>【例】 発行済株式数 100 株：当初保有株数 1 代目 50 株、2 代目 30 株、3 代目 20 株</p>

訂正箇所	訂正後	訂正前
32 ページ 「説明」3行目	…に係るもの(37株)から順次譲渡等をしたものとみなすこととされている(措令40の8④)。	…に係るもの(36株)から順次譲渡等をしたものとみなすこととされている(措令40の8④)。
33 ページ 「説明」6行目	…で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については免除することとされている(措法70の7⑬三)。	…で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については免除することとされている(措法70の7⑬三)。
34 ページ 【例1】の図	<p>【例1】 発行済株式数100株：当初保有株数 1代目70株、2代目0株、3代目30株</p> <p>当初保有株数</p> <p>1代目経営者 70株</p> <p>2代目経営者 0株</p> <p>3代目経営者 30株</p> <p>① 3株 贈与 (総数の3分の2以上)</p> <p>67株 (67株 納税猶予)</p> <p>30株 (30株 納税猶予)</p> <p>② 37株 贈与</p> <p>37株 (37株 納税猶予)</p> <p>30株</p>	<p>【例1】 発行済株式数100株：当初保有株数 1代目70株、2代目0株、3代目30株</p> <p>当初保有株数</p> <p>1代目経営者 70株</p> <p>2代目経営者 0株</p> <p>3代目経営者 30株</p> <p>① 4株 贈与 (総数の3分の2以内)</p> <p>66株 (66株 納税猶予)</p> <p>30株 (30株 納税猶予)</p> <p>② 36株 贈与</p> <p>36株 (36株 納税猶予)</p> <p>30株</p>
34 ページ 【例1】2行目	…猶予継続贈与をした特例受贈非上場株式等(37株)に対応する部分の贈与税を免除されることとなる。	…猶予継続贈与をした特例受贈非上場株式等(36株)に対応する部分の贈与税を免除されることとなる。
34 ページ 【例2】の図	<p>【例2】 発行済株式数100株：当初保有株数 1代目50株、2代目30株、3代目20株</p> <p>当初保有株数</p> <p>1代目経営者 50株</p> <p>2代目経営者 30株</p> <p>3代目経営者 20株</p> <p>① 13株 贈与</p> <p>37株 (37株 納税猶予)</p> <p>0株</p> <p>② 57株 贈与</p> <p>37株 (37株 納税猶予)</p> <p>20株 (20株 納税猶予)</p> <p>20株 (20株 納税猶予)</p> <p>10株 (10株 納税猶予)</p> <p>10株 (10株 納税猶予)</p> <p>20株 (20株 猶予適用外)</p>	<p>【例2】 発行済株式数100株：当初保有株数 1代目50株、2代目30株、3代目20株</p> <p>当初保有株数</p> <p>1代目経営者 50株</p> <p>2代目経営者 30株</p> <p>3代目経営者 20株</p> <p>① 14株 贈与</p> <p>36株 (36株 納税猶予)</p> <p>0株</p> <p>② 56株 贈与</p> <p>36株 (36株 納税猶予)</p> <p>20株 (20株 納税猶予)</p> <p>20株 (20株 納税猶予)</p> <p>10株 (10株 納税猶予)</p> <p>10株 (10株 納税猶予)</p> <p>20株 (20株 猶予適用外)</p>

訂正箇所	訂正後	訂正前
<p>34 ページ 【例2】「説明」</p>	<p>措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用を受ける経営承継受贈者（2代目経営者）から特例受贈非上場株式等（<u>37株</u>）を贈与により取得をした受贈者（3代目経営者）が、当該特例受贈非上場株式等（<u>37株</u>）及び当該特例受贈非上場株式等以外の当該特例受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等（20株）を贈与により取得をした場合には、当該特例受贈非上場株式等（<u>37株</u>）から先に同条第1項の規定の適用を受けることとなる（70の7-37の3（注）1参照）。</p> <p>※ 3代目経営者の特例受贈非上場株式等の限度数は、発行済株式等の総数（100株）の3分の2から贈与の前から保有する非上場株式等の数（20株）を控除した数（<u>1株未満の端数があるときは切り上げる。</u>）、すなわち<u>47株</u>となり、2代目経営者から贈与により取得した<u>57株</u>の非上場株式等のうち10株について納税猶予の適用はない。</p>	<p>措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用を受ける経営承継受贈者（2代目経営者）から特例受贈非上場株式等（<u>36株</u>）を贈与により取得をした受贈者（3代目経営者）が、当該特例受贈非上場株式等（<u>36株</u>）及び当該特例受贈非上場株式等以外の当該特例受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等（20株）を贈与により取得をした場合には、当該特例受贈非上場株式等（<u>36株</u>）から先に同条第1項の規定の適用を受けることとなる（70の7-37の3（注）1参照）。</p> <p>※ 3代目経営者の特例受贈非上場株式等の限度数は、発行済株式等の総数（100株）の3分の2から贈与の前から保有する非上場株式等の数（20株）を控除した数、すなわち<u>46株</u>となり、2代目経営者から贈与により取得した<u>56株</u>の非上場株式等のうち10株について納税猶予の適用はない。</p>
<p>35 ページ 【例3】の図</p>	<p>【例3】 発行済株式数100株：当初保有株数 1代目70株、2代目0株、3代目30株</p> <p>当初保有株数</p> <p>1代目経営者 70株</p> <p>2代目経営者 67株 (67株 納税猶予) → 0株</p> <p>3代目経営者 30株</p> <p>37株 (納税猶予) → 30株 (猶予適用外)</p>	<p>【例3】 発行済株式数100株：当初保有株数 1代目70株、2代目0株、3代目30株</p> <p>当初保有株数</p> <p>1代目経営者 70株</p> <p>2代目経営者 66株 (66株 納税猶予) → 0株</p> <p>3代目経営者 30株</p> <p>36株 (納税猶予) → 30株 (猶予適用外)</p>
<p>35 ページ 【例3】1行目</p>	<p>経営承継受贈者（2代目経営者）からの贈与により取得をした特例受贈非上場株式等（<u>67株</u>）について、…</p>	<p>経営承継受贈者（2代目経営者）からの贈与により取得をした特例受贈非上場株式等（<u>66株</u>）について、…</p>

訂正箇所	訂正後	訂正前
<p>38 ページ</p> <p>【事例】の図</p>	<p>【事例】 発行済株式数 100 株：当初保有株数 1 代目 70 株、2 代目 0 株、3 代目 30 株</p> <p>当初保有株数</p> <p>1 代目 経営者 70 株</p> <p>2 代目 経営者</p> <p>3 代目 経営者 30 株</p> <p>① 67 株贈与</p> <p>納税猶子</p> <p>30 株</p> <p>贈与から 3 年以内</p> <p>死亡</p> <p>② 37 株贈与</p> <p>納税猶子</p> <p>37 株</p> <p>30 株</p> <p>2 年後に期限確定</p> <p>3 年内贈与加算の対象 ※</p> <p>※ 2 代目経営者から相続又は遺贈により財産を取得している場合。</p>	<p>【事例】 発行済株式数 100 株：当初保有株数 1 代目 70 株、2 代目 0 株、3 代目 30 株</p> <p>当初保有株数</p> <p>1 代目 経営者 70 株</p> <p>2 代目 経営者</p> <p>3 代目 経営者 30 株</p> <p>① 66 株贈与</p> <p>納税猶子</p> <p>30 株</p> <p>贈与から 3 年以内</p> <p>死亡</p> <p>② 36 株贈与</p> <p>納税猶子</p> <p>36 株</p> <p>30 株</p> <p>2 年後に期限確定</p> <p>3 年内贈与加算の対象 ※</p> <p>※ 2 代目経営者から相続又は遺贈により財産を取得している場合。</p>